

2010年2月3日

消耗品に関する独・デュッセルドルフ地方裁判所の仮差止め命令について

ブラザー工業株式会社(社長:小池利和)は、ドイツにてブラザー互換インクカートリッジを販売していた Pelikan(独)、German Hardcopy AG(独・以下、Geha)の2社に対し、当社がドイツで保有する知的財産権を侵害するとして、デュッセルドルフ地方裁判所(以下、同地裁)に販売禁止等の仮差止めを請求していましたが、このたび当社の主張が認められ、同地裁により上記2社に対する販売禁止等の仮差止め命令が下されましたのでお知らせいたします。

当社は、2008年7月からドイツにて発売しております当社純正インクカートリッジ(型番:LC980、LC1100)の互換インクカートリッジにおいて、当社保有の知的財産権2件(2009年11月12日登録)を侵害するとして、Pelikan、Gehaの2社を含む4社に対し、販売停止等を求めておりました。その結果、他の2社は上記の互換インクカートリッジの販売を停止しましたが、Pelikan、Gehaの2社は当社の求めに応じず販売を継続したため、2009年12月、当社は同地裁に上記2社に対する販売禁止等の仮差止めを請求いたしました。同地裁は2010年2月2日、当社の請求の内、知的財産権1件についての主張を認め、これにより上記2社に対して販売禁止等の仮差止め命令を下しました^(*)。

なお、当社は従来モデル^(**)用純正インクカートリッジ(型番:LC970、LC1000)の互換インクカートリッジにおいても当社保有の知的財産権を侵害したとして、Pelikan、Gehaの2社に対し提訴しており、販売禁止等の判決が下されております^(***)。今回の判決により、従来モデル用の互換インクカートリッジに加えて、現行モデル用においても、販売等が差止められることとなります^(*)。

ブラザーグループでは、今後もお客様に安心して当社製品をお使いいただける環境づくりに積極的に取り組んでまいります。製品本体の性能をいかし、長くご愛用いただくため、当社純正消耗品をご利用いただけるよう、告知活動も積極的に行ってまいります。知的財産権に関しましては、他社の権利を尊重すると同時に、当社の所有している権利を正當に主張し、それらを無断で使用しているものについて法律に基づき対応していく所存であります。

^(*) 本件に関する当事者は、この結果を受けまして、当該判決に対する不服を申し立てる可能性を有しています。
また、今回の判決について、今後本案訴訟となる可能性があります。

^(**) 一部のモデルについては現在においても製造および販売されています。

^(***) 2009年5月28日 デュッセルドルフ高等裁判所による仮差止め命令の確定。
2009年12月22日 デュッセルドルフ地方裁判所による本案訴訟の勝訴判決。(Pelikan、Gehaの2社は、不服を申し立てる可能性を有しています。)

<報道関係 お問い合わせ先>

ブラザー工業株式会社 広報・総務部 広報・総務グループ 本号
TEL:052-824-2072 FAX:052-811-6826 E-mail:kouhou@brother.co.jp